

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について

国は、平成25年に行われた生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日の最高裁判決への対応として、国が定める新しい水準と、従来水準との差額を追加給付する方針を固めました。

瑞穂市において、国の示す方針に基づき追加給付を現在受給中の世帯には、令和8年7月3日に支給しました。現在、生活保護を受給されていない世帯からの受付を令和8年8月3日より開始します。申請は、受給されていた当時の世帯主からの申出になります。

対象となる世帯

平成25年8月から平成30年9月までの間に、瑞穂市で生活保護を受給されたことのあるすべての世帯。

※上記のほか、平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護を受給されたことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障がいのある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費等を受給した世帯も対象になります。

申出及び支給スケジュール

（１）現在瑞穂市で生活保護を受給中の世帯

- ・令和8年7月3日、生活保護費をお支払いしている口座に振込みさせていただきました。（手続き不要）

（２）現在瑞穂市で生活保護を受給されていない世帯

- ・生活保護を受給されていた当時の世帯主からの申出が必要です。
- ・申請書を添付していますのでご利用ください。
- ・令和8年8月3日から受付を開始します。

※平成25年8月以降の期間において、別の自治体で生活保護を受給されていた世帯は、生活保護を受給されていた自治体にお問い合わせください。

厚生労働省の相談センターについて

厚生労働省の相談センターでは、追加給付の一般的な内容等に関するお問い合わせに対応していますのでご利用ください。

 0120-179-445（フリーダイヤル、通話料無料）

受付時間 平日9時から17時

※厚生労働省の相談センターの詳細については、以下のリンクからホームページをご覧ください。

- ・最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センターホームページ（外部リンク）

<https://tsuikakyufu-sodancenter.mhlw.go.jp/>

※追加給付にかかる経緯・関係通知等の詳細については、以下のリンクから厚生労働省のホームページをご覧ください。

- ・厚生労働省ホームページ（外部リンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68902.html

問い合わせ先

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地

福祉生活課

 058-327-4123